

箕面市上下水道局庁舎  
設備管理業務委託仕様書

本仕様書は、箕面市上下水道局庁舎の各設備の管理にかかる業務の委託内容の概要を示すものとする。

1. 業務期間

令和4年10月1日から令和9年9月30日まで

2. 設備の名称

- (1) 電算基盤設備
- (2) 小便器薬剤自動洗浄装置
- (3) 消防用設備
- (4) 自家発電装置
- (5) 自動扉設備
- (6) 空調制御機器設備
- (7) 電気式給湯設備
- (8) エレベーター・小荷物専用昇降設備
- (9) 自家用電気工作物設備

3. 一般事項

(1) 再委託

- ① 設備管理業務については再委託することができる。
- ② 再委託をする場合は、令和4年9月1日までに再委託承諾申請書（様式は箕面市上下水道局が指定する。）を提出すること。
- ③ 再委託は契約により行い、契約書の写しを承認後に箕面市上下水道局に提出すること（金額欄は黒塗りすること。）。
- ④ 再委託先の変更は原則として認めない。やむを得ない場合は、理由を附した上で、事前に箕面市上下水道局に申請し、承認を得ること。

(2) 点検者

点検者は、業務手順を熟知し、点検に必要な資格を有する技術者を充てること。

(3) 点検方法

消防設備点検については消防法の規定に、電気設備については電気事業法の規定に基づき点検を実施すること。

(4) 点検結果

- ① 総合点検については点検日から1月以内に点検結果を提出すること。それ以外の点検結果は、点検日に箕面市上下水道局に提出するとともに、本件契約の受託者が毎月分をまとめて、翌月の10日までに箕面市上下水道局に提出すること。
- ② 法定の書式がある場合は、法定の書式に従うこと。
- ③ 箕面市上下水道局が監督官公庁に点検結果を提出する必要があるものについては、監督官公庁の仕様に従ったものを提出すること。

- ④ 修繕が必要な場合は、写真を添付した報告書を提出すること。

(5) 点検時期

- ① 消防用設備、電算基盤設備及び自家発電装置は、箕面市上下水道局側の特段の事情がない限り7月及び1月の休日（7月は土曜日、1月は国民の祝日）に点検する。
- ② 自家用電気工作物設備は、1月のみ休日（国民の祝日）に点検する。
- ③ その他は、平日の午前9時から午後5時までの間に実施する。

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
年6回点検		○		○		○		○		○		○	
年4回点検	○			○			○			○			
年2回点検				○						○			
年1回点検				○									

(6) 1月の総合点検について

- ① 毎年、成人の日（国民の祝日）に停電を伴う総合点検を実施する。ただし、選挙等の都合により日程を急遽変更することがある（上下水道局側では変更時の費用負担をしない）。
- ② 停電時間は、必ず午前中の2時間程度とし、午前11時頃までに終了すること。
- ③ 箕面市総務部システム管理室、箕面市上下水道局経営企画室、電算基盤設備、消防用設備、自家発電装置及び自家用電気工作物設備の点検業者と事前に調整すること。
- ④ エレベーター復旧のため、復電時にはエレベーター管理業者を待機させること。

4. 電算基盤設備

(1) 対象設備

- ① UPS（無停電電源装置） UPS6100D-3/100 (株)昭電製
- ② UPS切替盤・空調動力制御盤 MELSEC FX2-80MR 三菱電機(株)製
- ③ 遠方監視操作盤 監視盤 (株)昭電製  
レコーダ インテリジェントハイブリッドレコーダ 山武ハル社製
- ④ 電算機用分電盤・端末機用分電盤 (株)昭電製
- ⑤ 住民記録システム用分電盤 津田特殊電気製

(2) 作業内容

- ① UPSは、7月に通常点検を、1月に精密点検（通常点検を含む）を行う。
- ② その他（上記 対象設備②）は、7月及び1月に通常点検を行う。

## (3) その他

- ① 点検整備に要する油脂類、部品等の補給、交換、処分等を含む。
- ② 7月及び1月は、休日（7月は土日、1月は国民の祝日）の作業とする。
- ③ 故障時緊急対応を含まない。

## 5. 小便器薬剤自動洗浄装置

## (1) 対象設備

小便器（8基）（1階～4階各2基）薬剤自動洗浄装置のレンタル、保守

## (2) 設置機器

日本カルミック(株) 製品名 サニタイザーMK7  
（上記と同等の機能を有する機種を設置すること）

## (3) 作業内容

- ① 小便器薬剤自動洗浄装置を設置する。
- ② 2カ月に1回点検整備すること。
- ③ 点検整備に要する薬剤等の補給、交換、処理等を含む。
- ④ 故障時緊急対応（修理費用を含め無償）を含む。

## 6. 消防用設備

## (1) 対象設備

			地下	1	2	3	4	他
消火設備	消火器	粉末消火器(蓄圧型)	5	3	2	2	2	
		二酸化炭素消火器					2	
	屋内消火栓設備	加圧送水装置(ポンプ KTY2-406X5S-M3.7TB)	1					
		消火栓	2	2	2	2	2	
	ハロン1301設備(報知設備含む)						1	
警報設備	自動火災	受信機		1				
	報知設備	発信器	2	2	2	2	2	
		差動感知器		12	11	11	6	
		定温感知器	4	1	1	2	1	
		光電感知器	17	3	3	4	8	6
		地区音響装置	2	1	1	1	1	
避難設備	誘導灯	避難口誘導灯	1	3	2	2	5	
		廊下通路誘導灯	2		2	2		

非常電源	自家発電設備	220V 125KVA	1					
	蓄電池設備	24V 200AH	1					

## (2) 製造業者

ホーチキ(株)、能美防災(株)、川本ポンプ(株)

## (3) 作業内容

- ① 7月に通常点検を、1月に総合点検(通常点検を含む)を行う。
- ② 消防法の規定に基づき点検すること。
- ③ 点検整備に要する油脂類、部品等の補給、交換、処理等を含む。
- ④ 7月及び1月は、休日(7月は土日、1月は祝日又は国民の休日)の作業とする。
- ⑤ 故障時緊急対応を含まない。
- ⑥ 消防法に基づく点検結果報告書を3部作成すること。

## 7. 自家発電装置

## (1) 対象設備

キュービクル型自家発電装置 オートパック YAP125E

## (2) 製造業者

ヤンマー(株)

## (3) 作業内容

- ① 7月に通常点検(B点検)を、1月に精密点検(C点検)を行う。
- ② 通常点検時(7月)に消防法に基づく負荷点検を実施すること。
- ③ 点検整備に要する油脂類、部品等の補給、交換、処理等を含む。
- ④ 7月及び1月は、休日(7月は土日、1月は祝日又は、国民の休日)の作業とする。
- ⑤ 故障時緊急対応を含まない。
- ⑥ 詳細は、別添の「点検整備工事仕様書(ヤンマー作成)」に準じて実施すること。
- ⑦ 消防法に基づく点検結果報告書を3部作成すること。

## 8. 自動扉設備

## (1) 対象設備

1階2基(DS75、2枚引戸)

## (2) 製造業者

ナブコドア(株)

## (3) 作業内容

- ① 点検整備は、年6回（奇数月）とする。
- ② セミフルメンテナンス契約とする（ドアエンジン（モーター）、コンローラーの部品代のみ有償、他は無償）。
- ③ 故障時緊急対応は、業務期間中に15回見込んでいる（修理費用を含む。）。ただし、15回を超えた場合も無償で修理すること。

## 9. 空調制御機器設備

## (1) 対象設備

室内機				室外機				更新 年度
階	場所	No.	型式	場所	No.	型式	メーカー	
1	エントランス	AC-6-1	PLFY-P90LMG1	屋上	AC-6	PUHY-P280DMG1	三菱電機(株)	2013
1	エントランス	AC-6-2	PLFY-P90LMG1					
1	エントランス	AC-6-3	PLFY-P90LMG1					
1	守衛室	AC-15	PL-RP40LA15	2F 屋外	AC-15	PUZ-ERMP40SKA8	三菱電機(株)	2019
1	料金C	AC-2-1	PLFY-P80LMG1	屋上	AC-2	PUHY-P280DMG1	三菱電機(株)	2013
1	料金C	AC-2-2	PLFY-P80LMG1					
1	料金C	AC-2-3	PLFY-P80LMG1					
1	料金C	AC-2-4	PLFY-P80LMG1					
1	赤ちゃんの駅	AC-13	PL-RP50LA15	2F 屋外	AC-13	PUZ-ERMP50SKA8	三菱電機(株)	2019
1	救護室	AC-14	MPL-RP50LA3	1F 屋外	AC-14	MPUZ-RP50SHA7	三菱電機(株)	2010
2	経営企画	AC-3-1	PLFY-P45LMG1	屋上	AC-3	PUHY-RP335DMG2	三菱電機(株)	2014
2	経営企画	AC-3-2	PLFY-P45LMG1					
2	経営企画	AC-3-3	PLFY-P45LMG1					
2	経営企画	AC-3-4	PLFY-P45LMG1					
2	経営企画	AC-3-5	PLFY-P45LMG1					
2	経営企画	AC-3-6	PLFY-P45LMG1					
2	経営企画	AC-3-7	PLFY-P56LMG1					
2	工務・下水	AC-1-1	PLFY-P56LMG1	屋上	AC-1	PUHY-RP335DMG2	三菱電機(株)	2014
2	工務・下水	AC-1-2	PLFY-P56LMG1					
2	工務・下水	AC-1-3	PLFY-P56LMG1					
2	工務・下水	AC-1-4	PLFY-P56LMG1					
2	工務・下水	AC-1-5	PLFY-P56LMG1					
2	工務・下水	AC-1-6	PLFY-P56LMG1					
2	管理者室	AC-7-1	PLFY-P71LMG1	屋上	AC-7	PUHY-RP280DMG2	三菱電機(株)	2014
2	局長室	AC-7-2	PLFY-P71LMG1					
2	特別会議室	AC-7-3	PLFY-P56LMG1					

2	倉庫	AC-7-4	PLFY-P56LMG1					
3	競艇事務室	AC-4-1	PLFY-P71LMG6	屋上	AC-4	PUHY-RP280DMG6	三菱電機(株)	2019
3	競艇事務室	AC-4-2	PLFY-P71LMG6					
3	競艇事務室	AC-4-3	PLFY-P71LMG6					
3	競艇事務室	AC-4-4	PLFY-P71LMG6					
3	競艇会議室	AC-5-1	PLFY-P71LMG6	屋上	AC-5	PUHY-RP280DMG6	三菱電機(株)	2019
3	競艇会議室	AC-5-2	PLFY-P71LMG6					
3	第4会議室	AC-5-3	PLFY-P71LMG6					
3	第4会議室	AC-5-4	PLFY-P71LMG6					
3	第1会議室	AC-10-1	PLFY-P71LMG6	屋上	AC-10	PUSY-P140MHZ	三菱電機(株)	2019
3	第1会議室	AC-10-2	PLFY-P71LMG6					
3	電算管理室	AC-11-1	PLFY-P71LMG6	屋上	AC-11	PUSY-P140MHZ	三菱電機(株)	2019
3	電算管理室	AC-11-2	PLFY-P71LMG6					
3	厚生室(男)	AC-12-1	PLFY-P45LMG6	屋上	AC-12	PUSY-P112MHZ	三菱電機(株)	2019
3	厚生室(女)	AC-12-2	PLFY-P45LMG6					
4	電算機械室	空調機#1	PFD-P280CM-E-6	屋上	空調機#1	PUD-RP280CM-E	三菱電機(株)	2019
4	電算機械室	空調機#2	PFD-P450M-E-6	屋上	空調機#2	☆PUD-P450M-E	三菱電機(株)	2010
4	電算機械室	空調機#3	☆FDC270A1-S	屋上	空調機#3-1	ACU88D	富士電機(株)	2018
				屋上	空調機#3-2	ACU88D	富士電機(株)	2018
4	電気室	空調機#4-1	MPC-RP71KA3	屋上	空調機#4	MPUZ-ERP140KA2	三菱電機(株)	2010
4	電気室	空調機#4-2	MPC-RP71KA3					
4	システム管理室	AC-8-1	PLFY-P71LMG6	屋上	AC-8	PUHY-RP280DMG6	三菱電機(株)	2019
4	システム管理室	AC-8-2	PLFY-P71LMG6					
4	システム管理室	AC-8-3	PLFY-P71LMG6					
4	システム管理室	AC-8-4	PLFY-P71LMG6					
4	プログラマー室	AC-9-1	PLHY-50EK-A3	屋上	AC-9	PUHY-200K-C	三菱電機(株)	2018
4	プログラマー室	AC-9-2	PLHY-63EK-A3					
4	書庫	AC-9-3	PLHY-32EK-A3					
4	会議室	—	FHCP63EJ	屋上	—	RZYP63BCT	ダイソン工業(株)	2018

ロスナイ	LGH-25R4	4台
	LGH-35RS	8台
	LGH-50R6	8台
	LGH-65RS	2台
	VL1550ZFC	1台
	VL1550ZX	2台

送風機	SF-3.7KW	
-----	----------	--

## (2) 製造業者

三菱電機(株)、富士電機(株)、ダイキン工業(株)

## (3) 作業内容

- ① 点検整備は、年2回（冷暖房開始時）とする（ただし、空調機4台は年6回）。
- ② 空調機の整備について
  - ア. 令和6年度・8年度の冷房開始点検時に全ての機器のフィルター（高性能フィルター）を新品に交換すること。
  - イ. 交換と同時に古いフィルターを適法に処分すること。
  - ウ. フィルターの交換に係る作業費は、冷房開始点検の作業費に含む。
- ③ 故障時緊急対応は、業務期間中30回を見込んでいる（修理費用は別途）。ただし、30回を超えた場合も無償で緊急対応をすること。

## (4) その他

- ① 熱交換器の整備について  
フィルターの交換に係る作業費は冷房開始点検の作業費に含む。
- ② 特記事項
  - ・ ☆印、圧縮機出力7.5kw以上の機器については、フロン排出抑制法に基づく定期点検を行うこと。
  - ・ 上記点検は、法定のとおり3年に1回に1回点検すること（前回点検は、2021年1月13日）。
  - ・ 法令の要件を満たす点検記録簿を作成し、提出すること。

## 10. 電気式給湯設備

## (1) 対象設備

電気湯沸器	EWR20BNN215C0	1台（1階）	(株)日本イトミック製
	EW-20N4B-BT	3台（2階～4階）	(株)日本イトミック製

## (2) 作業内容

- ① 点検整備は、年1回（7月）とする。
- ② 点検整備に要するパッキン等の補給、交換、処理等を含む。
- ③ 故障時緊急対応は、10回を見込んでいる（修理費用は別途）。ただし、10回を超えた場合も、無償で緊急対応すること。
- ④ 電気湯沸器については、7月の点検整備時にボールタップの「弁ゴム」及びオーバーフロー管の「Oリング」を交換すること。

## 11. エレベーター・小荷物専用昇降設備



(1) 対象設備

油圧式乗用エレベーター 1基 WP-11-2S45-3T 13人乗 900kg  
小荷物専用昇降設備 1基 DF-300-A302T 300kg

(2) 製造業者

(株)フジテック

(3) 作業内容

- ① 点検整備は、エレベーターは毎月、小荷物専用昇降設備は年4回とする。
- ② POGメンテナンス契約とする。ただし、製造業者による直営メンテナンスである必要はない。
- ③ 建築基準法第12条第3項の規定による点検を兼ねて実施すること。
- ④ 1月の停電を伴う定期点検時にはエレベーターを復旧すること。
- ⑤ 故障時緊急対応は、15回を見込んでいる（修理費用は別途）。ただし、15回を超えた場合も、無償で修理すること。

12. 自家用電気工作物設備

(1) 対象設備

上下水道局庁舎（650KVA 6,600V）

(2) 作業内容

- ① 契約開始日から業務を遂行出来るよう電気主任技術者を選任し、監督官庁に提出する書類を作成すること。ただし、設備管理を電気保安法人に委託し、非選任の届けをしても構わない。なお、職員を電気主任技術者に選定することはない。
- ② 電気事業法の規定に基づき点検を実施すること。
- ③ 無償で受託者が遠隔絶縁監視設備を設置すること。
- ④ 点検整備は、年6回とする。
- ⑤ 年次点検（停電による点検）は、定期点検が令和5年度・7年度、精密点検（定期点検含む）が令和4年度・6年度・8年度実施とする。
- ⑥ 年次点検は、1月の休日（国民の祝日）に実施すること。
- ⑦ 点検整備に要する部品、油脂類の補給、交換、処理等を含む。
- ⑧ 異常・故障時の緊急対応を含む（修理費用は別途）。
- ⑨ デマンド・監視装置（デマンドコントロール装置を含む）による監視業務

箕面市上下水道局庁舎の概要		
概要	箕面市西小路三丁目1番8号 箕面市上下水道局庁舎 平成5年3月竣工	
建物構造	鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階	
	延床面積2,728㎡ 敷地面積964㎡	
主な配置	地下1階	高圧受変電室、エレベーター機械室、男女更衣室、自家発電機室、倉庫1～3、書庫1、2
	1階	エントランスホール、庁舎管理室、救護室、料金センター事務室、赤ちゃんの駅
	2階	管理者室、局長室、特別会議室、経営企画室・水道工務室・下水道室事務室
	3階	競艇事業局事務室、会議室、第4会議室、厚生室、電算管理室、第1会議室
	4階	総務部システム管理室(情報システム管理)事務室、会議室
各種設備	駐車・駐輪設備	駐車 敷地内北側平面式 6台(倉庫内駐車場含む) 駐輪 敷地内北側・東側平面 40台 進入防止柵、夜間監視設備及び盗難防止鎖設置
	エレベーター設備	地震管制付13人乗り乗用エレベーター 1基 竣工時から継続使用 小荷物専用昇降設備300kg対応 1基 竣工時から継続使用
	消防設備	火災感知器、火災報知器、放送設備、ポンプ設備、ハロン設備
	給排水設備	給水 直結直圧式、電気式給湯設備 排水 公共下水道 分流式
	衛生設備	トイレ 地下1階(男女併用) 1～4階 男・女・車椅子使用者用 風呂 地下1階
	受変電設備	受電 高圧受電3相式6,600V 変電 動力・電灯系 200V
	電灯設備	720灯 200V対応 1,300本
	空調設備	ヒートポンプ式エアコン 竣工時から継続使用(平成22年度～、令和元年度更新)
	自家発電設備	ディーゼルエンジン式 220V 125KVA 竣工時から継続使用
	無停電電源設備	商用電源・蓄電池切替式 220V 100KVA 平成20年11月更新

各階主要諸室面積一覧表						
地下1階 600㎡	廊下	99	㎡	階段	24	㎡
	トイレ	10	㎡	エレベーター	2	㎡
	男・女更衣室	53	㎡	倉庫1・2・3	183	㎡
	書庫1・2	97	㎡	その他	132	㎡
1階 482㎡	廊下	20	㎡	階段	24	㎡
	トイレ	30	㎡	エレベーター	2	㎡
	事務室	142	㎡	玄関ホール	123	㎡
	その他	141	㎡			
2階 535㎡	廊下	50	㎡	階段	24	㎡
	トイレ	30	㎡	エレベーター	2	㎡
	北側事務室	113	㎡	南側事務室	158	㎡
	管理者室・局長室	46	㎡	特別会議室	22	㎡
				その他	75	㎡
3階 535㎡	廊下	69	㎡	階段	24	㎡
	トイレ	30	㎡	エレベーター	2	㎡
	北側事務室	116	㎡	会議室	49	㎡
	第1会議室	54	㎡	電算管理室	59	㎡
	第4会議室	56	㎡	厚生室	32	㎡
	その他	44	㎡			
4階 554㎡	廊下	32	㎡	階段	24	㎡
	トイレ	30	㎡	エレベーター	2	㎡
	システム管理室事務室	97	㎡	会議室	32	㎡
	その他	337	㎡			
屋上	PH	22	㎡			

今回、御用命いただきました「点検整備工事」は点検整備契約書に基づきこの「点検整備工事仕様書」に従って実施させていただきます。

なお、実施結果は「点検整備結果報告書」をもって都度、御報告申し上げます。

### ヤママ-標準点検整備周期及び点検種別

(下表は竣工時期を起点とした点検周期です)

点検種別	初年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	3ヶ月	6ヶ月	9ヶ月	12ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	9ヶ月	12ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
A点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
C点検		○		○		○		○		○
D点検				○				○		
E点検										○
F点検										

点検種別	6年度		7年度		8年度		9年度		備考
	3ヶ月	6ヶ月	9ヶ月	12ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	9ヶ月	12ヶ月	
A点検	○	○	○	○	○	○	○	○	9年度以降は、初年度からの点検周期及び点検種別のサイクルとする。
B点検	○	○	○	○	○	○	○		
C点検				○					
D点検							○		
E点検									
F点検							○		

### 1. 契約点検整備周期及び点検種別

(点検整備工事は下表によって実施致します)

点検種類	実		施		時		期		備	考
	月	日	月	日	月	日	月	日		
A点検										
B点検										
C点検										
D点検										
E点検										
F点検										

### 2. 点検整備基準表

(点検整備工事は本基準を元に次頁の点検整備表に従って実施致します)

点検種別	点検間隔 (竣工後又はF点検後)	主たる点検・作業項目 (詳細は点検整備表による)	備考
A点検	3ヶ月毎	周回・外観状況 始動・運転・停止状況の診断 無負荷運転10分間、主要部水・油・空気を点検 冷却水・機油・潤滑油圧確認 計器指針確認 コンプレッサ・作動確認 発電機スリッパブリング、油カキリング・ブラシの点検 その他点検整備表参照	
B点検	6ヶ月毎	実負荷運転60分間、バッテリー電解液補給 潤滑油汚れ点検、コシ器・タンクのドレン抜き 冷却水・機油・潤滑油圧上ポンプ作動状況診断 吸排気弁ベネ点検、その他点検整備表参照	A点検を含む
C点検	1年毎	充電器計器の点検、接点・絶縁抵抗測定 クランクシャフトオイル計測、機油リレー・スライダ作動確認 及び乳線ターミナル接続 空気安全弁作動確認 セルモーターブラス点検、カムシャフトのカムローラー点検 排圧測定(燃費改善確認のため)、用具予備品点検 弁調整、コンプレッサ・油交換、その他点検整備表参照	A及びB点検を含む
D点検	2年毎	燃料噴射時期・噴射弁噴霧点検調整 燃料・潤滑油コシ器分解掃除、過給機フィルター洗濯 カバナーリク点検調整、自動始動停止弁本体交換 機油潤滑油交換(別途) その他点検整備表参照	A、B及びC点検を含む
E点検	4年毎	燃料噴射ポンプ・燃料噴射弁分解点検 燃料フィルター・弁調整油ポンプ分解点検 吸排気弁調整調整、ラジエーターコアの掃除 シリンドラヘッド・ピストンを1気筒分解点検と ライナー内径計測(要すれば全気筒調整) しゃ断絶縁油点検、ガバナ調整表参照 その他点検整備表参照	A、B、C及びD点検を含む
F点検	8年毎	ピストン抜出し(全気筒)、シリンドラライナー内径計測(全気筒) ロッドボルト・メタル点検、主軸受ボルト点検 シリンドラライナーナットワッキング(全気筒)、主軸受メタル点検 ピストンピンメタル点検、クランクピン・ジャーナル点検 タイミングギヤ点検、冷却水ポンプ・潤滑油ポンプ分解点検 過給機・インジェクター・ブローア・ブローア分解点検 吸排気弁・始動弁点検スリ合せ その他点検整備表参照	A、B、C、D及びE点検を含む

注) 毎日、2週間、1ヶ月点検は客先で実施していただきます。(P7参照)・防振器機構では15年毎に防振ゴム交換が必要

# 点検整備備表

点検整備工事は下記点検項目に従って実施し、別表「点検整備結果報告書」をもって報告致します。

A点検…3ヶ月毎 D点検…2年毎  
B点検…6ヶ月毎 E点検…4年毎  
C点検…1年毎 F点検…8年毎

区分	点検項目No.	作業項目	点検種別						備考
			A点検	B点検	C点検	D点検	E点検	F点検	
外	1	水の透過等無点検	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	2	周囲の整理整頓状況点検	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	3	区画・隔壁等破損の有無点検	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	4	自然換気・強制換気の区別及び機能点検	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
観	5	変形・損傷等の有無	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	6	周囲の整理整頓状況点検	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	7	貫通部の良否点検	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
照	8	設置されている照明の機能点検	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	9	バッチャリ一電解液有無・比濃等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
始	10	電圧確認	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	11	圧縮(始動)空気槽	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
機	12	燃料油量(定格2hr運転満足要)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	13	冷却水量(定格1hr運転満足要)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
能	14	負荷回転速度(機関形式・製造番号)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	15	負荷・電圧・力率・回転数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
計	16	(形式・製造番号)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	17		◎	◎	◎	◎	◎	◎	

## 〔内燃機関および付属装置点検(含む作動点検・総合点検)〕

区分	点検項目No.	作業項目	点検種別						備考
			A点検	B点検	C点検	D点検	E点検	F点検	
作	18	自動始動の動作…試運転ボタン手動操作で行う (燃料油混合機関 電圧確認40秒以内) (燃空機関 電圧確認60秒以内) スタートアップスイッチ使用	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	19	運転中(1分点検=無負荷10分 2分点検=実負荷10分) 水・油・ガスもれ及び各圧力温度点検	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
機	20	運転中の排気色(目視)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	21	運転中各部の稼働点検(振動計)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
能	22	機関各外部 ボルトナットゆるみ及び外観点検(スベト)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	23	停止ボタン操作による停止状況 確認 (並み、主任技術者の記録を記載する)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
接	24	抵抗抵抗	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	25	測定(半導体使用部は除外する)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

(注) 点検種別欄の※印作業項目は補助法で定められている点検項目です。

# 点検整備備表

A点検…3ヶ月毎 D点検…2年毎  
B点検…6ヶ月毎 E点検…4年毎  
C点検…1年毎 F点検…8年毎

区分	点検項目No.	作業項目	点検種別						備考
			A点検	B点検	C点検	D点検	E点検	F点検	
燃	26	ラック目盛位置・指動点検	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	27	燃料噴射ポンプ 噴射時期及調整ネジ弛み点検 (E点検1気筒・F点検全気筒)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	29	噴射圧力・噴霧状況点検調整	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	30	分解掃除	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
承	31	ドレン抜き(およびアブローアブ掃除)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	32	分解掃除	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
新	33	沈澱物・水分の排出	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	34	燃料灯油中の添加剤有無	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
及	35	フィードポンプの分解点検	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	36	燃料汲上げポンプの作動	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
び	37	主要部分の分解点検	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	38	汚れ点検(スポットテスト)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	交換(要・系) 交換方法は原付後1年目その後2回目迄とする
総	39	油室点検(検油棒上部目盛迄)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	40	汚れ点検(含燃料噴霧)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	汚れ確認あれば交換.他1年毎に交換
合	41	油室点検	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	42	分解掃除	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
点	43	ドレン抜き	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	44	分解点検	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
検	45	油室点検	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	46	油室点検 (集合型) 燃料噴射ポンプ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	1年毎に交換
潤	47	油室点検(タービン側・プロローブ側) とも油面計白粉まで	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	48	軸受部油室点検	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
滑	49	ピストン抜きしカーボン掃除	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(E点検:1気筒)
	50	リング・リング溝の点検	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
油	51	ピストンピン・ピストンピン孔点検	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	52	ピストンピンメタル点検	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
系	53	クランクピンメタル点検 連振機ボルト点検 (船付力・トルクレンチでチェック)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	54		◎	◎	◎	◎	◎	◎	

点検整備表

A点検...3ヶ月毎 D点検...2年毎  
B点検...6ヶ月毎 E点検...4年毎  
C点検...1年毎 F点検...8年毎

区分	点検部	点検項目 No.	作業項目	点検種別						備考
				A点検	B点検	C点検	D点検	E点検	F点検	
往復運動部	シリンダライナ	55	シリンダライナ内径計測(紋リチェック)	○	○	○	○	○	○	
		56	ライナ取出しパッキン交換							
クランク	主軸	57	主受メタル点検							
		58	主軸受ボルトゆるみ点検							
クランク	クランク軸	59	ピン・ジャーナル点検							
		60	ハズミ車削クランク歯車締付ボルト点検							
軸	クランク軸	61	デフレクション計測							
		62	タイミングギヤ(他ギヤ)当り背隙点検							
冷却水	冷却水ポンプ	63	メカニカルシール またはクラントパッキン点検							
		64	主駆動分解点検 (インベクタリング、スキマ計測)							
水系統	循環ポンプ	65	分岐点検							
		66	汲上ポンプ作動・水モレ点検							
潤滑装置	潤滑ポンプ	67	点検調整							
		68	注油および潤滑点検							
始動	始動ポンプ (機械式油圧式)	69	分岐点検又は注油							*O' リング間隔は4年目で交換
		70	弁座スリ合せ、バネ点検							
空気系統	始動空気分配弁	71	点検							
		72	空気調整モレ点検、ドレン抜き (石炭系にて)							
空気系統	コンプレッサ	73	安全弁の作動確認							
		74	コンプレッサの作動確認							潤滑油交換1年毎
シリンダ	シリンダヘッド	75	燃焼室のカーボン掃除 (EPR:1.4PT)							
		76	弁調整(弁頭スキマ)							
吸排気	吸排気弁	77	吸排気弁調整スリ合せ							
		78	弁バネ、バネ受点検							
カム	カム軸	79	カム・クベットローラー点検							
		80	プロワーフィルター洗滌							
過給機	過給機	81	分岐掃除							
		82	水圧テスト(分解の上)							
空気冷却器	空気冷却器	83	水漏れテスト							

点検整備表

A点検...3ヶ月毎 D点検...2年毎  
B点検...6ヶ月毎 E点検...4年毎  
C点検...1年毎 F点検...8年毎

区分	点検部	点検項目 No.	作業項目	点検種別						備考
				A点検	B点検	C点検	D点検	E点検	F点検	
ラジエーター関係	ラジエーター関係	84	冷却水入替及び清掃							
		85	コアの掃除、各ゴムホース交換							
配電	配電盤	86	しゃ断機絶縁油点検							
		87	計器の点検							
回転計	回転計	88	機関停止中指針が零を指しているか							
		89	"							
冷却水圧力計	冷却水圧力計	90	クランクヘッド圧力を指しているか							
		91	"							
流氷機電器	流氷機電器	92	配線ターミナルの増設							
		93	動作確認							
油圧低下スイッチ	油圧低下スイッチ	94	配線ターミナルの増設							
		95	動作確認調整							
冷却水温度スイッチ	冷却水温度スイッチ	96	配線ターミナルの増設							
		97	動作確認調整							
燃料フロースイッチ	燃料フロースイッチ	98	配線ターミナルの増設							
		99	動作確認調整							
スピードリレーまたはスイッチ	スピードリレーまたはスイッチ	100	配線ターミナルの増設							
		101	動作確認(低速度・過速度)調整							
発電機	発電機	102	発電機ブラシの汚れ確認点検							
		103	スリップリング当り点検(含腐汚れ)							
セトルモーター	セトルモーター	104	軸受油カキリング点検							
		105	複点・ブレン等の点検							
音	音	106	排圧測定(マノメーターにて)							
		107	消音器のドレン抜き							
自動始動装置	自動始動装置	108	分岐・点検							
		109	高圧側弁体(シートゴム製)交換							
自動始動装置	自動始動装置	110	ピストンポンプ又はモーターポンプ分解点検							
		111	ダイヤフラム点検							

## 点検整備備表

A点検...3ヶ月毎 D点検...2年毎  
 B点検...6ヶ月毎 E点検...4年毎  
 C点検...1年毎 F点検...8年毎

区分	点検部	点検項目No	作業項目	点検種別						備考
				A点検	B点検	C点検	D点検	E点検	F点検	
	潤滑油	112	外觀目視点検済・損傷の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	冷却器	113	圧力(水圧 or 油圧)テスト	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5 kg/cm <sup>2</sup> 1 Hr
		114	分解点検清掃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	エレメント抽出
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

## 日常保守点検表

この点検表に示す点検作業は各先にて実施願います。

点検区分	No.	点検作業項目	点検			点検ポイント
			毎日	1週間	2週間	
停止	1	発停ハンドル、各コック、バルブ、ハンドルの位置およびバッテリースイッチの位置	<input type="checkbox"/>			開閉位置は正常か
	2	始動空気の圧力	<input type="checkbox"/>			22~30kg/cmの範囲
	3	冷却水器(冷却水タンク、ラジエーター、コンプレッサー)	<input type="checkbox"/>			規定量があるか
	4	エンジンの離突、操作盤、配線盤の周囲状況	<input type="checkbox"/>			整理整頓状況点検
	5	潤滑油のプライミング(付属するもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		0.5kg/cm以上あげる
	6	冷却水系統の水もれ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		接続部その他
	7	潤滑油、燃料油系統の油もれ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		"
中		エンジン、過給機、弁駆動油タンク	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		規定量があるか
	8	清油(集合形燃料噴射ポンプ(ポンプ、ガバナ)、油圧ガバナ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		"
		コンプレッサー、送電機軸受	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		"
	9	燃料油(主燃料油槽、小出槽)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		"
	10	燃料油濾器、燃料油槽および燃料油取槽のドレーン抜き	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		ドレーン抜き、プロローフ掃除のあと必ずエアヤー抜きを行う
	11	潤滑油濾器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		オートクリーン式濾器はハンドルを2回以上廻す
	12	エンジン各部ボルト、ナット、ベルト	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		ゆるみはないか
13	保守運転(5~10分間)(灯油使用エンジンの場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		保守運転日誌による	
有無	14	始動空気管系のもれ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		接続部その他
	15	始動空気槽のドレーン抜き	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		ドレーン抜き後、必ず充気のこと
	16	始動および操作電源用バッテリー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		電解液、比重および電圧は正常か
	17	保守運転(無負荷5~10分間)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		保守運転日誌による
	18	被駆動機(発電機、コンプレッサーの接続部)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		ゆるみはないか
	19	被駆動機軸受部油もれ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		有無
	20	発電機のスリップリング、コンミテータ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		面荒れ、汚損、錆の有無

# 保守点検実施事項

保守運転は少なくとも2週間に1回実施の事。

点検区分	点検作業項目	点検ポイント
運転前点検	始動弁、分配弁への注油 (グリスアップ含む)	清浄な潤滑油を注油の事
	各動弁装置への注油	"
	潤滑油の注油	"
	回転計、圧力計 (水・油) の指針	零点を指しているか
	冷却水、潤滑油出入口温度計の指度	出入口の温度差はないか
	潤滑油のアライミング	0.5kg/cm <sup>2</sup> 以上おける事 (機関をクローニング(回転以上)しながらアライミングする)
	始動空気槽の圧力	22kg/cm <sup>2</sup> 以上あるか
	自動起動の場合には試験ボタン手動操作で行なう	無負荷運転 約10分間
	外観の状態	水・油・ガス漏れはないか
	各種管系の状態	各接続部、水・油・ガス漏れはないか
運転中点検	潤滑油、冷却水、圧力計	正常な値を示しているか
	エンジン回転の調子	ハンチング (不規則回転) の有無
	排気温度のパラツキ	燃えていない気筒はないか (負荷運転時のパラツキ 30-50℃)
	排気色	従来に比べ異状はないか
	振動及び異音	"
	指圧採取弁	ガス漏れはないか
	各軸受部の温度	異状発熱はないか
	停止ボタン操作による停止状況	確実に停止すること。
	冷却水の凍結防止	要すれば不凍液を入れる事
	フライホイールのクローニング	潤滑油のアライミングを行なうが少なくとも機関を2回転以上クローニングし排気ガスを排出する事。
運転後点検	始動空気槽の確認	空気漏れはないか (22-30kg/cm <sup>2</sup> )
	バッテリーの点検	液量・電圧は適正か
	充電器の操作	操作要領に従い、均等充電を心掛ける

# 別記様式第24

## 非常電源 (自家発電設備) 点検票

名称	所在	防火管理者	立合者
点検種別	点検年月日	点検者氏名	資格番号
点検項目	種類・容量等の内容	結果	年月日
作動状況	判定	不良	内容
設置場所	状況	点	検査
換気	水の浸透等	点	検査
照度	周囲の状況	点	検査
始動装置	自然換気	点	検査
燃料・冷却水	電気伝導等	点	検査
	圧縮空気槽	点	検査
	燃料	点	検査
	出力	ps	検査
	電圧・力率・周波数	r.p.m	検査
	計器	Hz	検査
	耐震	V	検査
	運転状況	合	検査
	給排気の状態		検査
	空気の起動		検査
	設備の作動状況		検査
	接地抵抗	Ω	検査
	絶縁抵抗	MΩ	検査
備考	<p>1 この用紙の大きさは、日本工業規格 B4 とすること。</p> <p>2 点検結果の判別等の内容欄は、承認するものについて記入すること。</p> <p>3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。</p> <p>4 遊休状態のある欄は、遊休事項に○印を付すること。</p> <p>5 措置欄には、点検の措置した内容を記入すること。</p>		

当物件の点検整備結果に関するお問合せは  
下記に御連絡下さい。

取扱店

 ヤマハ・ディーゼル株式会社

本社/大阪市北区茶屋町1-32 ☎ (06) 372-1111  
札幌支店/札幌市中央区北四条西2-1 ☎ (011) 221-6131  
仙台支店/仙台市6丁目字桜町9 ☎ (0222) 87-3221  
東京支店/東京都中央区八重洲2-1-1 ☎ (03) 275-1111  
名古屋支店/名古屋市中村区名駅3-25-9 ☎ (052) 563-0621  
大阪支店/大阪市北区茶屋町1-32 ☎ (06) 372-1111  
高松支店/高松市寿町1丁目1番12-31 ☎ (0878) 21-2111  
広島支店/広島市基町11-18 ☎ (0822) 28-1111  
福岡支店/福岡市博多区博多駅前3-2-1 ☎ (092) 441-0111  
(第一生命ビル)  
(日本生命ビル)

 ヤマハ・機器サービズ株式会社

本社/大阪市北区茶屋町1-33 ☎ (06) 372-1111  
大匠営業所/兵庫県尼崎市長洲東通1-1 ☎ (06) 488-1111  
上務課  
大阪営業所/大阪府西淀川区千舟2-5-26 ☎ (06) 473-6894  
部品課  
東京営業所/東京都千代田区神田田町2丁目9番地 ☎ (03) 253-1821  
(宮川ビル8階)  
名古屋営業所/名古屋市中東区一社2丁目25 ☎ (052) 703-2203  
焼津サービス/静岡県焼津市中港5-9-25 ☎ (05462) 9-1111  
センター



箕 面 市 上 下 水 道 局 庁 舎

警 備 ・ 電 話 応 対 業 務 委 託 仕 様 書

## 仕様書【箕面市上下水道局庁舎警備・電話対応業務委託】

本仕様書は、箕面市上下水道局庁舎の警備及び電話対応業務の委託において、発注者が、受注者に要求する業務の内容を示すものとする。

●施設の概要は「設備管理業務委託仕様書」を参照

### 1 業務期間

令和4年10月1日から令和9年9月30日まで

### 2 業務の範囲

- (1) 庁舎建物の警備
- (2) 上下水道局管理のの庁用車両の巡視、点検
- (3) 閉庁時間の電話対応

### 3 勤務形態

- (1) 勤務時間は、開庁日は17時から翌日の9時まで、閉庁日は9時から翌日の9時までとする。
- (2) 上記(1)の時間内に庁舎管理室に1名以上の常駐者を配置すること。
- (3) 従事者には、受注者の負担で制服、顔写真付きの名札を着用すること。

### 4 業務の内容

- (1) 上下水道局庁舎敷地、建物の保安警備、不審者への注意、措置
- (2) 閉庁時の残員確認、入退庁者の確認、消灯
- (3) 出入口、事務室等のドア、窓の施錠及び解錠
- (4) 上下水道局庁舎敷地、建物、公用車駐車場の定期巡視、点検
- (5) 蛍光灯の交換
- (6) 閉庁日の庁舎管理室の布団の日干し、清掃
- (7) 災害・事故発生時の関係機関への連絡
- (8) 上記(1)から(7)までの業務に従事していない時間の電話対応。電話対応とは、別紙「留意事項」に基づき、業務時間外の開栓・閉栓・水道料金の支払等の市民又は業者からの電話対応等である。
- (9) 災害・事故が発生した場合の電話対応、職員及び関係機関への連絡
- (10) その他箕面市上下水道局が指示する事項

### 5 その他

- (1) 労働基準法及び最低賃金法等関係法令を遵守すること。
- (2) 警備業法上は許可されているが、当警備では連続16時間を超える(16時間以内は可)勤務及び連続の夜勤は禁止する。
- (3) 警備業法に定める教育及び指導を受けた者を配置すること。なお、従事者の勤務状況によっては、教育及び指導したテキストの提出を求められることがある。
- (4) 0時から6時までの間で上下水道局庁舎の通用口の鍵を閉錠した場合は、仮眠を可とする。ただし、電話がかかってきた場合、関係職員等の勤務による入退庁者及び緊急事態が発生した場合は、業務を行うこと。

- (5)風呂の利用は認めない。
- (6)上下水道局敷地内は禁煙とする。
- (7)ロッカー(庁舎管理室に設置)、事務机1と椅子1を貸与する。
- (8)携帯電話は、警備業務で巡回中の従事者への緊急連絡用(主に受信用)に使用させるため、受注者の負担(機器代、基本使用料、通話料等を含む。)で警備業務の従事者に警備業務の時間中に持たせるとともに、電話番号を箕面市上下水道局に報告すること。
- (9)業務の実施状況は、施設管理業務日誌等により報告すること。引継事項があるときは、引継書を作成すること。
- (10)巡回中に蛍光灯の球切れを見つけたときは、蛍光灯を交換すること。
- (11)業務開始前までに従事者を決定し、箕面市上下水道局に届けること(様式は箕面市上下水道局が指定する)。また、従事者について雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(雇用保険法対象外の者については労働契約書)の写しを提出すること(9月1日以降でも可)
- (12)契約中に従事者の変更がある場合は上記(11)に準じ、勤務開始から2週間以内に必要書類を提出すること。
- (13)作業手順書、作業工程表を業務開始前までに提出すること。提出後、内容について箕面市上下水道局の承認を得ること。
- (14)従事者の勤務状況によっては、従事者の変更を指示する場合がありますので、指示した場合は、受注者の負担で速やかに変更すること。
- (14)受注者は、委託契約が満了する際は、業務手順書、業務引継書およびその他必要な関係資料を作成し、発注者または後任への引継ぎを行うこと。

上下水道局庁舎 警備・電話対応業務 作業基準表		開庁日					閉庁日				
		施錠	解錠	巡回 及び 残員 確認	消灯	冷暖 又は 換扇 は 気切	施錠	解錠	巡回 及び 残員 確認	消灯	冷暖 又は 換扇 は 気切
共通	便所			5/D	○	○			7/D	○	○
	廊下・階段			5/D	○				7/D	○	
	湯沸室			5/D	○	○			7/D	○	○
	駐車・駐輪場	19:00	7:00	5/D			19:00	7:00	7/D		
	エレベーター			5/D	○				7/D	○	
	ベランダ			5/D	○				7/D	○	
地階	更衣室	開放状態		5/D	○		開放状態		7/D	○	
	倉庫／書庫	施錠状態		5/D	○		施錠状態		7/D	○	
1階	正面玄関	17:45	8:30	5/D	○		施錠状態		7/D	○	
	職員通用口	23:30	6:30	5/D	○		23:30	6:30	7/D	○	
	エントランス			5/D	○	○			7/D	○	○
	事務室			5/D	○	○			7/D	○	○
	庁舎管理室			5/D					7/D		
	赤ちゃんの駅	18:00	7:30	5/D	○	○	施錠状態		7/D	○	○
	救護室			5/D					7/D		
2階	事務室			5/D	○	○			7/D	○	○
	管理者室	18:00	7:30	5/D	○	○	施錠状態		7/D	○	○
	局長室	18:00	7:30	5/D	○	○	施錠状態		7/D	○	○
	特別会議室	18:00	7:30	5/D	○	○	施錠状態		7/D	○	○
3階	事務室	施錠状態		5/D	○	○	施錠状態		7/D	○	○
	会議室	18:00	7:30	5/D	○	○	施錠状態		7/D	○	○
	電算室	施錠状態		5/D	○	○	施錠状態		7/D	○	○
	厚生室	18:00	7:30	5/D	○	○	施錠状態		7/D	○	○
4階	事務室	施錠状態		5/D	○	○	施錠状態		7/D	○	○
	会議室	18:00	7:30	5/D	○	○	施錠状態		7/D	○	○
屋上	施錠状態					施錠状態					

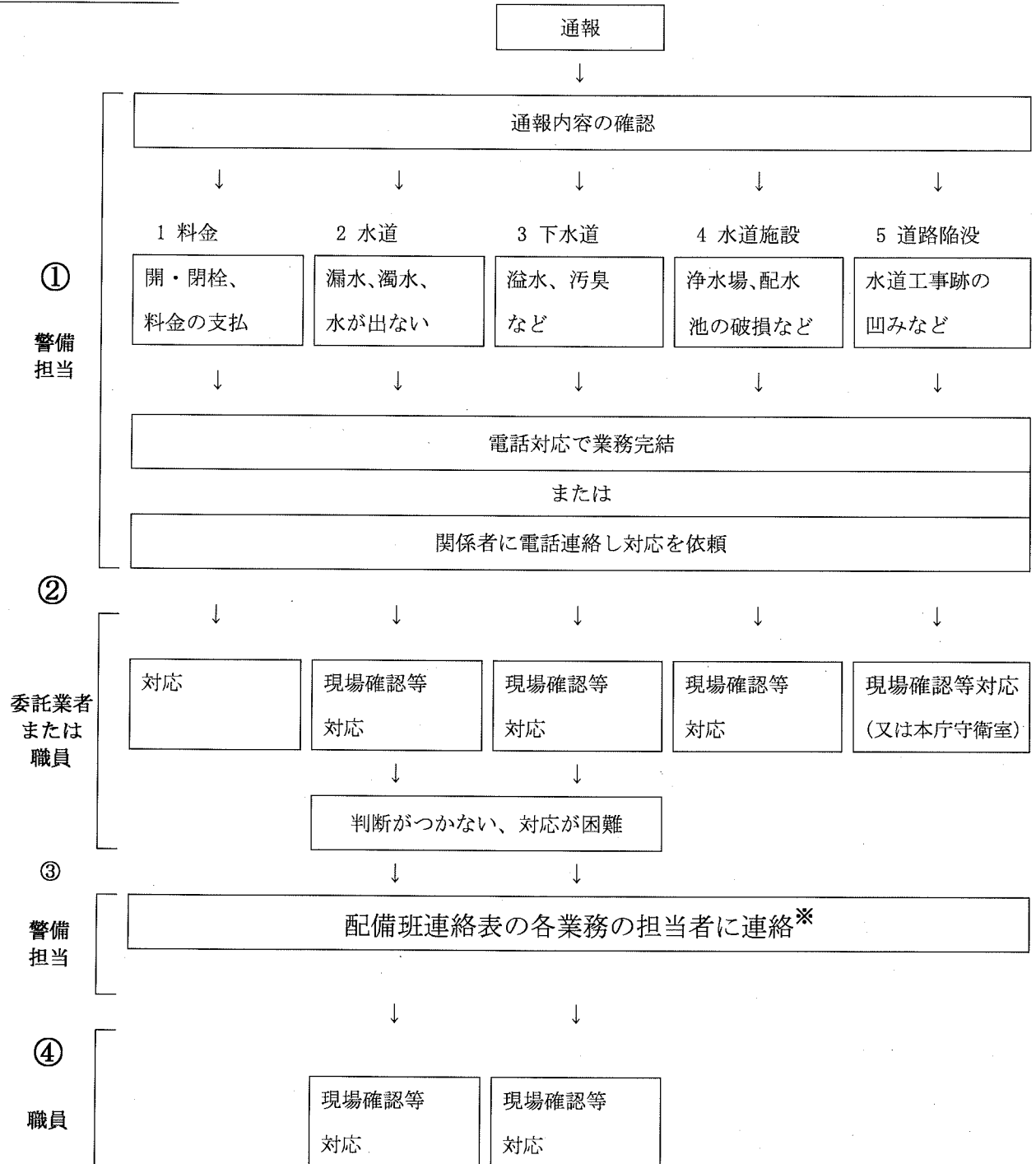
## 留意事項

- \* 巡回及び残員確認は、平日は6時30分、8時20分、18時30分、21時、23時30分に、休日は6時30分、8時20分、11時、14時、17時、20時、23時に実施すること。
- \* 蛍光灯交換は、球が切れているもの及び切れかかっているものについて交換すること。
- \* 巡回及び残員確認の時間以外は、緊急事態の発生その他やむを得ない場合を除き、庁舎管理室に在室し、電話対応を行うこと。

【別紙】

留意事項

業務の流れ



①夜間・休日は、上下水道局の緊急専用電話（072-722-3055）を警備  
 担当者が受電し、「夜間・休日電話対応業務フローチャート」に基づき、連絡先

を特定し対応します

②警備担当者から連絡を受けた委託業者（料金、工務、下水道など）、職員が現場確認等の対応をします

③委託業者では、判断がつかない、対応が困難な場合は、委託業者から警備担当者に連絡し、職員に対応を依頼します

※各業務の担当者に連絡がつかない場合は、その担当者の属する配備班の主担者に連絡

④警備担当者から連絡を受けた職員が、現場確認等の対応をします

## 緊急業務等受付簿等の作成

電話で聴き取った内容、対応状況等を、「緊急業務等受付簿」に記録します。

また、適宜「開閉栓連絡票」を作成します。

## 当直終了時の報告

当直業務の終了後、電話の受付時に作成した「緊急業務等受付簿」、「開閉栓連絡票」に、口頭説明を加え、発注者または次の当直者に引継ぎます。

		月曜日～ 木曜日	金曜日	土曜日・ 日曜日	祝日・ 祝日の 振替日	年末年始
日直	引継ぎの 相手	—	—	宿直者		
宿直	引継ぎの 相手	発注者	土曜日の 日直者	次の日が平日 : 発注者 次の日が平日以外 : 次の日の日直者		

## その他

- ・「夜間・休日電話対応業務フローチャート」に記載の電話番号（一部を除く）は、  
お客様には、絶対に教えないでください。
- ・巡回時は、電話を留守番モードに切り替えてください。

箕面市上下水道局庁舎

清掃業務委託仕様書



○業務期間

令和4年10月1日から契約期間終了日まで

<b>清掃業務</b>	
<b>勤務形態</b>	<p>1 勤務時間は、閉庁時を除く平日の7時から17時までの間とする。</p> <p>2 上記1の時間内は1名以上の常駐者を配置すること。</p> <p>3 従事者には、受注者の負担で制服、顔写真付きの名札を着用させること。</p>
<b>業務内容</b>	<p>1 日常業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事務室、会議室等の清掃、ごみの処理</li> <li>② 観葉植物・植栽の散水、除草、植栽からの落葉処理（隣接地を含む。）</li> <li>③ リサイクル箱、庁舎内ゴミの分別、収集、保管、計量、搬出</li> <li>④ 庁舎管理室の布団等の日干し</li> <li>⑤ その他箕面市上下水道局が指示する事項</li> </ul> <p>2 定期清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 7月及び1月の閉庁日に実施</li> <li>② 床を表面洗浄（年1回 7月）及び剥離洗浄（5年に1回 1月）する。</li> <li>③ 蛍光灯を外し、薬品洗浄する（年2回）。</li> <li>④ 換気扇を外し、薬品洗浄する（年2回）。</li> <li>⑤ 通風口を清掃する（年2回）。</li> <li>⑥ 窓ガラスを洗剤洗浄する（年2回）。</li> <li>⑦ ブラインドを洗浄する（年1回 7月）。</li> <li>⑧ 網戸を洗剤洗浄する（年2回）。</li> <li>⑨ 天井及び壁面を塵取りする（年2回）。</li> <li>⑩ 屋上排水口の清掃をする（年1回 7月）</li> </ul> <p>3 床面等の材質</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 床面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・モルタルコテ押工 — 地下倉庫等</li> <li>・モルタルコテ押工塩ビシート — 廊下及びOAフロア以外の部屋</li> <li>・モルタルコテ押工防塵塗装塗 — 発電機室・電気室</li> <li>・50角磁器質タイル貼 — 浴室・トイレ</li> <li>・50角モザイクタイル貼 — 地下トイレ</li> <li>・花崗岩ジェットバーナー仕上げ — 正面玄関・庁舎外部西側</li> <li>・洗い出し平板ブロック — 庁舎外部西側以外</li> <li>・帯電防止タイルカーペット — 管理者室・局長室</li> <li>・帯電防止置敷タイル — OAフロアの部屋・廊下</li> </ul> </li> <li>② 床下 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルミダイキャストOAフロア下地 — 4階の電算室以外及び3階の一部</li> <li>・アルミダイキャスト免震構造下地 — 4階の電算室</li> <li>・難燃性樹脂OAフロア下地一部モルタル下地 — 1階から3階の事務室</li> </ul> </li> </ul>

<p>その他</p>	<p>1 労働基準法及び最低賃金法等関係法令を遵守すること。 更衣ロッカー（女子更衣室に設置）、長机1、椅子3を貸与する。</p> <p>2</p> <p>3 洗剤（台所用、風呂用、カビ取り用、クレンザー類、キッチンハイター類等）、せっけん（トイレ手洗用、浴室用）、ゴミ袋（市指定ゴミ袋、ビニール袋等）、ハイテクトわし、三角コーナーの網、コップを拭く布巾、トイレトペーパー、消臭剤等の必要な消耗品及び清掃用具は、物品費で見込んでいるため、受注者の負担で用意すること。消耗品は、安全のため原則として国産品を使用すること。</p> <p>4 市指定ごみ袋の年間消費予定枚数は1000枚、トイレトペーパーは800個とする。概数なので、これを超えた分についても受注者で負担すること。</p> <p>5 契約期間開始前までに従事者を決定し、箕面市上下水道局に届け出ること。（様式は箕面市上下水道局が指定する。） また、従事者について雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（雇用保険法対象外の者については労働契約書）の写しを契約期間開始前までに提出すること。 ただし、定期清掃に従事する職員については不要。</p> <p>6 契約中に従事者の変更がある場合は、上記5に準じ勤務開始日から2週間以内に必要書類を提出すること。</p> <p>7 作業手順書、作業工程表を契約期間開始前までに提出すること。提出後、内容について箕面市上下水道局の承認を得ること。</p> <p>8 従事者の勤務状況によっては、従事者の変更を指示する場合がありますので、指示した場合は、受注者の負担で速やかに変更すること。</p>
------------	---

上下水道局庁舎 清掃業務作業基準表		床面					壁面		天井面		その他		
		掃き掃除	水洗又は拭き掃除	表面洗浄	剥離洗浄	薬品洗浄	塵取	薬品洗浄	塵取	蛍光灯拭掃除	備品拭き掃除又は備品洗い	ゴミ捨て	洗剤洗浄
共通	便所	1/D	1/D	2/Y		2/Y	2/Y		2/Y	2/Y	1/D	1/D	
	廊下・階段	1/D	1/D	1/Y	1/5Y		2/Y		2/Y	2/Y	1/D	1/D	
	湯沸室	1/D	1/D	1/Y	1/5Y		2/Y		2/Y	2/Y	1/D	1/D	
	駐車・駐輪場	1/D							2/Y	2/Y	1/D	1/D	
	エレベータ	1/D	1/D				2/Y		2/Y	2/Y	1/D	1/D	
	ベランダ	1/W										1/W	
	窓ガラス												2/Y
	ブラインド												1/Y
	網戸												2/Y
	マット類	1/D				2/Y							
											1/D		
地階	更衣室	1/D	1/D	1/Y	1/5Y		2/Y		2/Y	2/Y	1/D	1/D	
	倉庫／書庫	1/W	1/W								1/W	1/W	
1階	正面玄関	1/D	1/D				2/Y		2/Y	2/Y	1/D	1/D	
	エントランス	1/D	1/D				2/Y		2/Y	2/Y	1/D	1/D	
	敷地周り	1/D										1/D	
	事務室	1/D	1/D	1/Y			2/Y		2/Y	2/Y	1/D	1/D	
	庁舎管理室	1/D	1/D	1/Y			2/Y		2/Y	2/Y	1/D	1/D	
	赤ちゃんの駅	1/D	1/D	1/Y	1/5Y		2/Y		2/Y	2/Y	1/D	1/D	
	救護室	1/W	1/W	1/Y			2/Y		2/Y	2/Y	1/W	1/W	
2階	管理者／局長室	1/W				2/Y	2/Y		2/Y	2/Y	1/D	1/D	
	特別会議室	1/D	1/D	1/Y			2/Y		2/Y	2/Y	1/D	1/D	
	事務室	1/D	1/D	1/Y			2/Y		2/Y	2/Y	1/D	1/D	
3階	事務室	1/D	1/D	1/Y			2/Y		2/Y	2/Y	1/D	1/D	
	会議室(第1・第4・競艇)	1/W	1/W	1/Y			2/Y		2/Y	2/Y	1/W	1/W	
	電算室	1/W	1/W				2/Y		2/Y	2/Y	1/W	1/W	
	厚生室	1/D					2/Y		2/Y	2/Y	1/D	1/D	
4階	会議室	1/D	1/D	1/Y			2/Y		2/Y	2/Y	1/D	1/D	
	事務室	1/D	1/D	1/Y			2/Y		2/Y	2/Y	1/D	1/D	
	機械室	2/W									2/W	2/W	
	処理室	2/W									2/W	2/W	
屋上	排水口	1/Y									1/Y		

留意事項

- \* Dは1日あたり、Wは1週間あたり、Mは1ヶ月あたり、Yは1年あたり、5Yは5年あたりの作業回数を示しており、1/Dは1日1回、2/Dは1日2回を意味する。
- \* 清掃業務等は、通常業務の支障が発生しないように留意して実施すること。
- \* 網戸は、クイックルワイパー類等で洗浄すること。
- \* ブラインドは、必要な場合を除いては、取り付けたまま洗浄すること。

## 《参考資料》

上下水道庁舎 平成5年3月竣工

建物構造	鉄筋コンクリート造	地上4階地下1階
延床延面積	2,728㎡	
敷地面積	964㎡	
トイレ数	男性用	小使用8箇所、個室7箇所
	女性用	個室8箇所
	男女共用	小使用2箇所、個室1箇所
	障害者用	4箇所
洗面台数	27箇所	
風呂場	1箇所	
リサイクルボックス	4箇所	
足ふきマット	4枚	
給湯器	4箇所	
観葉植物	7箇所	
畳敷きの部屋	12畳	(3階厚生室)
蛍光灯器具	720灯	200V対応 1,300本
通風口	59箇所	
換気扇	22箇所	
シュレッダー	3台	
赤ちゃんの駅	1室	(1階)
窓ガラス・ブラインド	各350㎡	
網戸	100㎡	

## 消耗品使用量

トイレトーパー	800巻／年
燃えるごみ袋(市指定)	1,000袋／年